

2022年4月13日

各位

会 社 名 株式会社アイ・ピー・エス

銘 柄 名 株式会社 I P S

代表者名 代表取締役 宮下 幸治

(コード番号: 4390 東証プライム市場)

問合せ先経営企画部次長赤津博康

(TEL. 03-3549-7719)

ストックオプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ

当社は、2022 年4月13日、会社法第370条および当社定款第25条第2項(取締役会の決議に替わる書面決議)の規定による決議によって、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストックオプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の従業員に対し、当社グループの業績向上に対する意欲、士気を一層高め、さらなる企業価値の向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主のみなさまとの価値共有を進めることを目的として、無償にてストックオプションを発行するものであります。

- Ⅱ. 新株予約権の発行要領
- 1. 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

従業員 3名 400 個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権を割り当てる日

2022年4月28日

- 3. 新株予約権を行使することができる期間 2025 年 4 月 14 日から 2032 年 4 月 13 日までとする。
- 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、

当社普通株式 40,000 株とし、1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100 株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての 基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額 を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株 式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式 無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降 これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

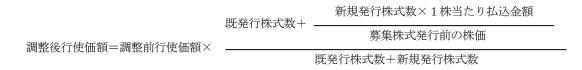
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i 、 ii 、又はiii の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予 約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分(株式の無償割当てによる株式の 発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使によ る場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)を行う場合



ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式 総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行 う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価 にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格 がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における 最終取引価格とする。

- iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を 行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使 価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
- 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17 条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の 端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 以下の i 、ii 、iii、iv又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会 決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) は、取締役会が別途定める日に、当 社は無償で新株予約権を取得することができる。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する ことについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権者が、下記 11. (1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- 9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「組織再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類組織再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 4. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に 上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得 られる金額とする。
- ii 組織再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 5. で定められる行使価額を 調整して得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の うちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日まで とする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要す る。
- (8) 新株予約権の取得条項上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件 下記 11. に準じて決定する。
- 10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由があると甲の取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与する新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記 14. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記 15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社経営企画部(なお、行使請求受付けに係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を 担当することとなる部署とする。)

15. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

みずほ銀行芝支店(なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。)

16. 新株予約権の行使の効力発生時期等

新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社新株予約権の目的である株式の株主となる。

当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

17. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

18. 発行要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

19. 新株予約証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

20. その他

本新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以上